

医療機関、福祉施設等における優生手術に関する個人記録の 保有状況調査結果（追加分）の概要について

10月10日の保健福祉委員会において報告した、医療機関、福祉施設等における優生手術に関する個人記録の保有状況調査について、追加の調査を行ったもの。

1 医療機関、福祉施設の追加調査について

(1) 追加調査結果について

前回調査中としていた、県立病院の「こども病院」「循環器・呼吸器病センター」「精神医療センター」「がんセンター」、県立障害児施設の「拓桃園」について、調査が終了したものの。

(単位：施設数、人数)

		調査対象数	回答数				
			ある		ある可能性 がある	ない又はない 可能性が高い	未回答
				人数			
医療機関	前回	849	1	2	0	316	532
	今回	849	2	50	0	319	528
障害者施設	前回	31	1	23	1	13	5
	今回	31	1	23	1	14	4
児童福祉施設		5	0	0	0	5	0
その他福祉施設		2	1	5	0	1	0
合計	前回	887	1	29	1	33	53
	今回	887	1	34	1	33	53

※回答基準

- ・「ある」：現時点で優生手術等に関する個人記録の存在を確認している場合（氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。）
- ・「ある可能性がある」：現時点で優生手術等に関する個人記録の存在を把握していないがその存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合
- ・「ない又はない可能性が高い」：文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前（平成8年9月25日以前）の記録を一切保存していない場合

(2) 前回調査について

①調査概要

平成30年7月13日付けで厚生労働省から、各都道府県及び保健所設置市（仙台市）に対し、市町村、医療機関、福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況について実態調査の依頼があり、9月21日に回答したものの。

②調査要領・調査対象

カルテ等の個人記録であって優生手術が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるもの。

「優生手術」と明確に記載がない場合でも、記載内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象。法令上の根拠が不明確な優生手術に関する記録も対象。

なお、資料の網羅的な確認を求めるものではなく、調査時点で各関係機関が把握している範囲内の情報について回答を求められたもの。（医療機関、福祉施設の回答は任意）

③国調査における留意事項

国では、集計結果について市町村名、医療機関名、福祉施設名が特定されない方法で、10月31日に公表。

2 県の行政機関における追加調査について

(1) 追加調査結果について

前回調査後に、新たに個人の記録が確認されたため、追加調査を行ったもの。

①調査対象の個人相談記録等

・対象資料は、県の行政機関で保管している全ての個人相談記録等

	人数		冊数	
	前回	今回	前回	今回
本庁（保健福祉部）	683	683	72	72
各保健福祉事務所（保健所）	26,965	26,965	13,213	13,213
各児童相談所	1,811	1,811	1,943	1,943
リハビリテーション支援センター等	28,548	36,861	16,597	16,669
合 計	58,007	66,320	31,825	31,897

・対象期間は、旧優生保護法が廃止された、平成8年度以前生まれまでの分。

②調査結果

旧優生保護法（以下「旧法」という。）に基づかない個人相談記録等の中に、旧法に関連する記載が確認されたもの。（既に県で把握している方との重複分を除く。）

・記載内容別内訳 (人数)

	(a)手術実施済	(b)優生手術適	(c)優生手術相談等	(d)未実施等	合 計
前回	137	38	137	90	402
今回	154	38	138	90	420

凡例 (a)手術実施済：旧法に基づかない、ケース記録、相談記録、判定記録、保険や手当の申請書等に、手術実施済である旨記載があったもの。

(旧法に基づく優生手術の実施について証明できるものではない。)

(b)優生手術適：旧法に基づかない、判定書、優生手術依頼書、優生手術の適否決定通知書等に優生手術が適と認められる旨記載があったもの。

(旧法に基づく優生保護審査会の適否判定について証明できるものではない。)

(c)優生手術相談等：旧法に基づかない、ケース記録、相談記録、メモ、判定記録等に、本人やその家族等から聞き取った、優生手術等に関する相談等の記載があったもの。

(a, bについては確認できない(重複しない)。)

(d)未実施等：旧法に基づかない、ケース記録、相談記録、判定記録等に、優生手術は実施していない旨の記載があったもの。または優生手術の項目欄があるが、記載がないもの。

(2) 前回調査について

平成30年4月25日付けで厚生労働省から依頼があり、平成30年7月2日に保健福祉委員会で報告した「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査結果の概要について」のうち、旧法に定められている資料以外のその他の資料の調査において、各保健福祉事務所、各保健所、各児童相談所等で保管している、知的・精神・身体障害、生活保護、婦人、母子、児童等に関する個人相談記録等の中に、一部優生保護に関する記載があったことから、その記載内容を調査したもの。

3 国への回答

1, 2ともに、11月16日に国に対し、前回調査報告の変更について報告済み。